

本願寺神戸別院・兵庫教区教務所・兵庫教区教化センター
改修工事建設委員会常任委員会・小委員会議事録

1. 常任委員会（10/1）において組・寺院への助成金について検討され、助成金を削除し、個人並び企業等の進納者への対応のため御扱費を設定することとなった。
対応以下の通り

- (1)歳出 4 款 1 項助成費を御扱費として¥17,000,000 から¥2,000,000 に変更
- (2)(1)に伴い歳入 1 款 1 項寺院協賛懇志¥155,000,000 から¥140,000,000 に変更

2. 常任委員会（10/1）において工事計画でしめされている漏水に関する工事について、この度の計画で実施する必要があるか？ということについて

(1)漏水については、1階土間改修工事と地下外壁側漏水改修工事に予算として計上されているが、漏水の原因や工事をすることで漏水が収まるのかという質問があり、中村設計に確認したところ、漏水の原因を特定することは困難であり、この度改修工事に予定しているところは、すでに漏水があり改修が必要な箇所と現時点でクラックなどがあり漏水の兆候があるか、漏水する可能性がある箇所としているとの説明があつた。

上記 1・2 のこと、10/31 に開催した小委員会において予算の変更と漏水改修を計画通り実施する案を常任委員会にて確認され原案の通り委員会（12/3）に提案することになりました。

3. 10/31 に開催された小委員会において、懇志依頼額算定の基準について検討

(1)賦課金を基準とするもの

(2)役職を基準とするもの

(3)役職と賦課金を基準とするもの

の 3 案から(1)賦課金を基準とする案を常任委員会に提案することになりました。

{主な意見}

①門徒戸数は更新がされていない寺院も多く、正確に把握できているものではないので算出基準に入れない方がよい。

②3案では、賦課基準の算定基準に、役職点数は、すでに入っている。

<参考資料>

(2)役職を基準とするもの

・役職を基準として役職に応じた金額に人数を乗じたもの

【 I 住職・ II 代務住職・ III 副住職・ IV 前住職・ V 教師・ vi 未教師・ VII 門徒】

(3)役職と賦課金を基準とするもの

※(2)のVII門徒（門徒戸数）を賦課金に変更したもの

上記 3 のこと常任委員会にて確認され原案の通り委員会（12/3）に提案することになりました。